

5地温第739号
令和6年3月29日

各特定事業者様

愛知県環境局長
(公印省略)

自動車使用管理実績報告書(2023(令和5)年度分)の提出について (通知)

日頃から、本県の大气環境行政の推進につきまして御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)」第34条の規定に基づき、本県内の対策地域で対象自動車を30台以上使用する特定事業者は、毎年、前年度の実績について愛知県知事に報告していただく必要があります。

つきましては、2023(令和5)年度実績について、下記により報告書等の提出をお願いします。

記

1 提出内容

2023(令和5)年度(2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日まで)の実績

2 提出方法

別添1に基づき、電子申請・届出システムを利用して提出してください。

※必ず2024(令和6)年度提出用の様式をダウンロードして御使用ください。

※電子申請・届出システムを利用することにより、排出ガス基準別の台数等が自動的に計算されて手間が軽減されるほか、いつでも提出が可能となります。

※電子申請・届出システムの利用ができない場合は、別添2に基づき紙様式で報告書を提出してください。

3 提出期限

令和6年7月1日(月)

4 その他

使用する自動車が30台未満となった等、特定事業者該当しなくなった場合には、別紙記載例を参考に非該当届を作成し、所管の東三河総局・県民事務所等宛て提出してください。

担 当 地球温暖化対策課
自動車環境グループ(坂東)
電 話 052-954-6217
電子メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

【参考】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)(抄)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者による計画の作成)

第33条 ……(略)……事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、……(略)……事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置……(略)……実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第34条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第41条第2項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第35条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であって、特定自動車に係るものの抑制が……(略)……著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、……(略)……必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第1項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～五 略

六 第33条又は第36条第1項(これらの規定を第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による提出をしなかつた者

七 第34条、第37条若しくは第41条第1項から第4項まで(これらの規定を第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第41条第1項から第4項まで(第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

電子申請・届出システム利用案内

自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画関係の届出については、原則電子申請・届出システムの利用をお願いしています。電子申請用の入力シートでは排出ガス基準別の台数が自動算出されます。

また、電子申請は、原則 24 時間 365 日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

「2023（令和5）年度度分の実績報告書提出期限」

2024年7月1日（月）

（新たに特定事業者該当することとなった場合は、該当することとなった日から3ヶ月以内に計画書を提出してください。）

ステップ1

申請書の送信までをご案内します。

- (1) 電子申請用入力シートの作成
- (2) 電子申請・届出システムにアクセス
- (3) 実績報告書（新規の場合は計画書）の送信

・・・ 1ページ

ステップ2

送信後の手続きについてご案内します。

- (1) システムからのメール受信
- (2) 審査状況の確認

・・・ 10ページ

(参考)実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先

・・・ 11ページ

「電子申請・届出システムに係るヘルプデスクのご案内」
電話番号：0120-464-119（平日午前9時から午後5時。年末年始を除く。）

電子申請・届出システムで提出（ステップ1）

～申請書の作成から送信まで～

- 事務の流れ
- (1) 電子申請用入力シートの作成 1ページ
 - (2)電子申請・届出システムにアクセス 4ページ
 - (3)実績報告書(新規の場合は計画書)の送信 5ページ

入力シートの入手や送信については全てインターネットを利用します。それぞれ該当のWebページへのアクセスが必要になりますが、「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」のWebページ画面にリンクが貼ってありますので、以下の事務の概要では、この画面を起点に説明をしていきます。

「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」のページを「お気に入り」等に入れておくと便利です。

愛知県 自動車使用管理 検索

1 はじめに

- 特定事業者の最終年度の通知文 [PDFファイル/1.36MB] を掲載します。
- 愛知県知事あてに計画書等を提出する場合は、以下の記入要領を確認の上、様式を使用してください。
- 電子申請・届出システムでの提出をお願いします。
同システムが利用できない場合、原則、郵送での提出をお願いします。
- 電子申請届出システム利用案内(令和5年度版) [PDFファイル/1.16MB]

2 記入要領

- 記入要領(令和5年度版) [PDFファイル/605KB]

3 【様式】自動車使用管理実績報告書

(1) 電子申請

- 自動車使用管理実績報告書(30～200台) [その他のファイル/400KB]
- 自動車使用管理実績報告書(201～1000台) [その他のファイル/446KB]
- 自動車使用管理実績報告書(1001～2500台) [その他のファイル/534KB]
- 自動車使用管理実績報告書(2501～4000台) [その他のファイル/614KB]

〈WebページURL〉
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/youshikinnoxpm.html>

事務の概要 (1) 電子申請用入力シートの作成

入力シート様式は、毎年度更新します。

必ず最新版(Web ページに掲載)をダウンロードして使用してください。

① 様式の入手(ファイルのダウンロード)

- 上記URLから「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」を表示
- 必要なファイルをダウンロードし、パソコンに保存(次頁図B参照)

自動車使用管理実績報告書(電子申請用)

全ての対象事業者(初めて計画書を提出した翌年度から毎年6月末までに提出)

自動車使用管理計画書(電子申請用)

新たに該当となった場合や、計画期間が満了する等で新たに提出が必要な場合



図 B

電子申請用ファイルは、入力できる台数に応じて複数ご用意しています。いずれも内容は全く同じで、少ない台数の場合にも多くの台数に対応したファイルを使用することは可能ですが、ファイルを開くときや、計算結果を反映させるのに時間を要しますので、必要最小限の台数に対応したファイルを使用することをお勧めします。

201台以上を入力する電子申請用ファイル（エクセル）は圧縮されています。一旦パソコンに保存してください。ダブルクリックすると解凍されます。

※ ファイルの解凍について

解凍手順

- ① パソコンに保存した EXE ファイルを選択
- ② ダブルクリック
- ③ 解凍先を「参照」で指定（例；デスクトップ）
- ④ 「OK」を選択 → Excel に解凍

LZH 自己解凍書庫 V2.13.16.0005

解凍先ディレクトリ(D):

C: 参照(B)...

② 入 力

電子申請用ファイルは「入力要領」シートと「入力シート」から構成されています。入力に当たっては、必ず「入力要領」シートの内容に従い、「入力シート」の入力ゾーン（色付きのセル）へ入力ください。

※ 実績報告書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

特定自動車の状況合計 (AS列 18 行目) = 自動車代替状況 4 年 度末台数 (BZ列 38 行目)	合致しているか 不一致原因(入力ゾーン); ナンバー A、識別記号、車両総重量、 増・減区分の未入力や誤入力
燃料使用量	区分・単位の誤りや入力漏れはないか

※ 計画書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

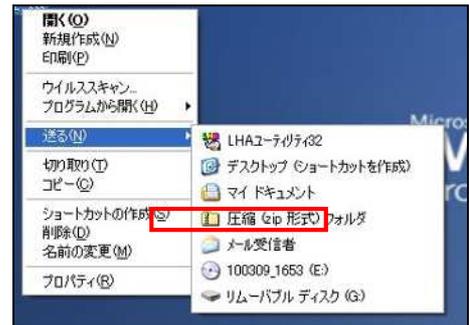
特定自動車の状況合計 (AX列 18 行目) =代替計画提出時合計 (CA列 36 行目)	合致しているか 不一致原因(入力ゾーン);ナンバ-A、識別記号、車両総重量の 未入力や誤入力
--	--

- データサイズが3MB以上の場合は、圧縮(.zipもしくは.lzh等)して保存してください。

※ ファイルの圧縮について

圧縮手順 A (例; Windows10 で.zip に圧縮)

- ① 入力済みファイルを選択
 - ② 右クリック
 - ③ 「送る」から「圧縮(zip 形式)フォルダ」を選択
→.zip に圧縮
- ☆圧縮ファイルの形式は.zip 以外でも可



圧縮手順 B (例; 圧縮・解凍ソフト(+Lhaca)を用いて.zip に圧縮)

パソコンにソフトが入っていない場合は、オンラインソフトを紹介する配布サイトから無料のソフト(+Lhaca、Lhaplus 等)を入手することもできます。配布サイトは「ZIP 圧縮」等で検索してください。

- ① 配布サイトの圧縮・解凍メニューから「+Lhaca」のダウンロードを選択
- ② ファイルのアイコンをダブルクリックしてインストール完了
- ③ デスクトップ上の+Lhaca アイコンの上に作成した Excel ファイルをドロップ
→.zip に圧縮

- ☆ ソフトのダウンロードについては各自の責任下において行ってください。
- ☆ 上記は一例です。パソコンに圧縮・解凍ソフトが既に入っている場合はそちらをお使いください。
- ☆ .zip 以外の形式の圧縮ファイルでも結構です。



事務の概要 (2) 電子申請・届出システムにアクセス

- ・「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」を表示
- ・「1 はじめに」の「電子申請・届出システム」をクリック

自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)

ページID:0492189 掲載日:2023年12月1日更新 印刷ページ表示

1 はじめに

- ・ 特定事業者の皆様宛ての通知文 [PDFファイル/1.36MB] を掲載します。
- ・ 愛知県知事あてに計画書等を提出する場合は、以下の記入要領を確認の上、様式を使用してください。
- ・ **電子申請・届出システム**での提出をお願いします。
同システムが利用できない場合、原則、郵送での提出をお願いします。
- ・ 電子申請届出システム利用案内(令和5年度版) [PDFファイル/1.16MB]

- ・ 「地図から選択」の「愛知県」をクリック

あいち電子申請・届出システム

申請団体選択

お知らせ

【2023年11月21日】 Edgeでの電子署名について
OSバージョン14.2(Chrome)にて電子署名を行うと、「エラーが発生しました(999A18388947)」のメッセージが表示され、電子署名ができな
い事象が発生しています。OSバージョン14.1までは正常に動作することを確認済みです。
現在、原因を調査中ですので、御迷惑をおかけしますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

【2023年10月21日】 iPhoneでの電子署名の利用に対応しました。
iPhoneからの申請において、電子署名の利用が可能となりました。
推奨するOSブラウザ等の詳細については、下記URLをご覧ください。
<https://www.aisai-aiichi.jp/help/FAQ/faq-3.html#A1-1>

【2023年09月24日】 Edgeでの署名署名の利用に対応しました。
Microsoft Edgeでも署名署名が行えるようになりました。
【2018年の春の日】セキュリティ対策として最新の暗号化通信プロトコル(TLS1.2)以上の御利用を推奨いたします。
セキュリティ強化のため、暗号化通信プロトコル(TLS1.0)の無効化を実施しました。
TLS1.0の無効化に伴い、ガラケー(フィーチャーフォン)及び一部のスマートフォン(Android4.4以前またはiOS4以前)では、利用できな
くされました。
御利用環境を確認いただき、TLS1.2への変更をお願いします。

【2016年02月2日】 Windows10に対応しました。
Windows10で利用できるブラウザとして、Microsoft Edge、Internet Explorer11に対応しました。
その他推奨するOSブラウザについては、下記URLをご覧ください。
<https://www.aisai-aiichi.jp/help/FAQ/faq-3.html#A1-2>

過去のお知らせ

地図から選択

愛知県 愛知県警察

これ以降の作業についてご質問等がある場合は、下記へお尋ねください。

☆電子申請・届出システムのシステム操作に関するお問合わせ先(コールセンター
電話番号:0120-464-119(平日午前9時から午後5時。年末年始を除く。))

事務の概要 (3)実績報告書(新規の場合は計画書)の送信

① 利用者登録

※登録しなくても申請は可能ですが、登録しておくことで、過去の申請状況が一覧表示できるなど、便利です。以下には、利用者登録した場合を仮定しています。

- ・電子申請・届出システムのトップ画面から「利用者登録」ボタンをクリック(図C)
- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図D)
- ・法人または個人を選択し「利用者ID(メールアドレス)」を入力(図E)

図 C

愛知県 電子申請・届出システム

手続き申込 | 申込内容照会 | **利用者登録** | ログイン

STEP 1 手続き検索 | **STEP 2 手続き一覧** | STEP 3 手続き内容 | STEP 4 メールアドレス入力 | STEP 5 確認メール送信完了 | STEP 6 申込 | STEP 7 申込完了

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索方法選択 分類別で探す 五十音で探す

図 D

利用者が一定期間(730日)ログインしていない場合、登録情報すべてを削除いたします。

<利用規約>

〇〇電子自治体共同運営システム(電子申請サービス)利用規約

- 1 目的
この規約は、〇〇電子自治体共同運営システム(電子申請サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して〇〇県及び〇〇県の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出及び請願・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。
- 2 利用規約の同意
本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。同様の理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、協議のめについても、この規約に同意されたものとみなします。
- 3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除
本システムを利用して申請・届出等を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用者登録を行うことができます。

上記をご理解いただきましたら、同意して進んでください。

同意する

図 E

利用者管理

メールアドレス入力(利用者登録)

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
登録いただいたメールアドレスはそのまま利用者IDとなります。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref.aichi@e-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが届かずに送付されない場合は、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です

利用者区分※ 個人 法人 代理人

利用者ID(メールアドレス)※ XXXXXXXX

利用者ID(確認用)※ XXXXXXXX

登録する

- 登録したメールアドレスに pref-aichi@s-kantan.com からメールが届きます。
- メールに記載されたURLにアクセスし、必要情報を入力して、「確認へ進む」ボタンをクリック(図F)
- 入力内容を確認後、「登録する」ボタンをクリック(図G)。
- 「一覧へ戻る」ボタンをクリック(図H)

図 F

パスワード(確認用) *	両しちのちもちう一様入力してください。 *****
担当者名(フリガナ) *	氏: アイチ 名: タロウ
担当者名 *	氏: 愛知 名: 太郎
法人名(フリガナ) *	アイチケン
法人名 *	愛知県
代表者名(フリガナ) *	氏: オオムラ 名: ヒデアキ
代表者名 *	氏: 大村 名: 秀章
郵便番号 *	入力例) 123-4567-1234567 4600001 <input type="button" value="住所検索"/>
住所 *	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話番号 *	入力例) 012-345-6789 または 0123456789 052-954-6217
FAX番号	入力例) 012-345-6789 または 0123456789
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp
メールアドレス2	各種通知メールを受信したいメールアドレスを登録できます。 ※ 携帯電話のメールアドレスの場合、迷惑メール対策等の受信拒否設定により、 受取れない可能性がありますので、携帯の設定をご確認ください。

図 G

利用者登録確認

以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	法人
利用者ID	ondanka@pref.aichi.lg.jp
担当者名(フリガナ)	アイチ タロウ
担当者名	愛知 太郎
法人名(フリガナ)	アイチケン
法人名	愛知県
代表者名(フリガナ)	オオムラ ヒデアキ
代表者名	大村 秀章
郵便番号	4600001
住所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話番号	052-954-6217
FAX番号	
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp
メールアドレス2	

図 H

あいち 愛知県 電子申請・届出システム

手続き申込 | 申込内容照会 | 利用者登録 | ログイン

[申請書ダウンロードへ](#) | [ヘルプ](#)

利用者管理

利用者登録完了

利用者: 愛知県さまを登録しました。

② 手続き検索

- ・手続き名に「自動車使用管理」と入力し、「検索」をクリック(図 I)

図 I

愛知県 電子申請・届出システム

手続き検索 STEP 1 | 手続き一覧 STEP 2 | 手続き内容 STEP 3 | メールアドレス入力 STEP 4 | 確認メール送信完了 STEP 5 | 申込 STEP 6 | 申込確認 STEP 7 | 申込完了 STEP 8

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

2015年03月03日 16時02分 現在 ページ 1 表示件数 10件 20件 50件

③ 申請手続きを選択

- ・「自動車使用管理実績報告書(最新)」(新規の場合は「自動車使用管理計画書」)を選択(図J)
- ・利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック(図K)

図 J

手続き検索 STEP 1 | 手続き一覧 STEP 2 | 手続き内容 STEP 3 | メールアドレス入力 STEP 4 | 確認メール送信完了 STEP 5 | 申込 STEP 6 | 申込確認 STEP 7 | 申込完了 STEP 8

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

2015年04月02日 17時57分 現在 ページ 1 表示件数 10件 20件 50件

手続き名	受付開始日時	受付終了日時
自動車使用管理計画書	2015年04月01日 00時00分	随時
住所等変更届出書(自動車使用管理計画書記載事項)	2015年04月01日 00時00分	随時
自動車使用管理実績報告書	2015年04月01日 00時00分	随時

新規の場合のみ →

全対象事業者 →

社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更があった場合は「住所等変更届出書」もご提出ください。

図 K

利用者登録せずに申し込む方はこちら [利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。 [パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図L)

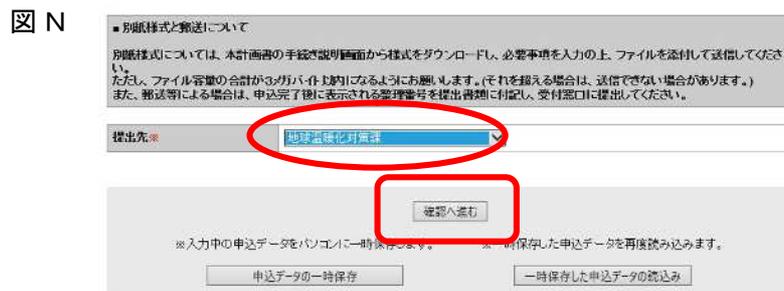


④ 申請

- ・手続き申込画面へ必要事項を入力
- ・入力後、下段にある「別紙様式の提出方法」のファイル添付にチェック
- ・下段の「参照」ボタンをクリック(図M)
- ・(1)で作成したエクセルファイルを添付



- ・本社(本社が県外の場合、県内の主たる事業所)の所在地を所管する「提出先」(p.11を参照してください。)をプルダウンにより選択し、「確認へ進む」ボタンをクリック(図N)



・入力内容を確認後、「申込む」ボタンをクリック(図〇)

☒ ○

■ 特定自動車に係る自動車排出量(炭酸化合物・自動者排出粒子)状物質の排出量	
■ 特定自動車の低公害車等への代替・特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況	
■ 特定自動車に係る道正運転の実施等・特定自動車の走行量の削減のための措置の状況	
通信欄	
別紙様式の提出方法	ファイル添付
別紙様式の提出方法でファイル添付を選択した場合は添付してください	26_New0011.xls
別紙様式の提出方法でその他を選択した場合は入力してください	
■ 別紙様式と郵送について	
提出先	大気環境部地球温暖化対策室

入力へ戻る **申込む** PDFプレビュー

※ PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

⑤ 整理番号を確認

・ 申請については整理番号で整理されます。結果通知、問合せも番号で特定します。

⑥ ログアウト

・ トップ画面の「ログアウト」ボタンをクリック

電子申請・届出システム（ステップ2）

～審査状況を確認する～

事務の流れ (1)システムからのメール受信→(2)審査状況を確認
→申込内容照会の「処理状況」により
「処理待ち」⇒ 審査中
「完了」⇒ 手続き完了

事務の概要

(1)システムからのメール受信

送信された申請については、審査を経て必ず結果通知が送信されます。

登録いただいたメールアドレスにシステムから審査結果通知の到着メールが届いたら(2)の手続きへお進みください。

(申請が集中している場合は審査に時間を要することがあります。)

なお、メールアドレスはトップ画面の右上の「利用者情報」で随時、登録・変更できます。

(2)審査状況の確認

・ 電子申請・届出システムにログインし、「申込内容照会」ボタンをクリック(図P)

・ 一覧から該当の申請の「処理状況」列を参照(図Q)

※「処理状況」が完了になる前であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

図 P

愛知県 電子申請・届出システム

手続き申込 | **申込内容照会** | 委任内容照会 | 利用者情報 | ログアウト

申請書ダウンロード | ヘルプ

手続き申込

手続き検索 | 手続き一覧 | 手続き内容 | メールアドレス入力 | 確認メール送信完了 | 申込 | 申込確認 | 申込完了

STEP 1 | STEP 2 | STEP 3 | STEP 4 | STEP 5 | STEP 6 | STEP 7 | STEP 8

手続き一覧

ようこそ、愛知県さま

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用形態選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 分類別で探す 五十音で探す

図 Q

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 カレンダー ~ カレンダー

入力例) 2000年1月23日—20000123

検索

2013年03月04日 16時02分 現在 | ページ 1 | 表示件数 10件 20件 50件

整理番号 ▲▼	手続き名 ▲▼	問い合わせ先 ▲▼	申込日時 ▼▲	処理状況 ▲▼	操作
605790358920	自動車使用管理実録報告書	環境部大気環境課地球温暖化対策室自動車環境グループ	2013年3月4日 11時	完了	詳細

▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は市町村により異なります。下記を参照してください。
 なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地を所管する機関が提出先となります。

提出先機関名	本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地	住所	電話
環境局 地球温暖化対策課	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤルイン)
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255 (ダイヤルイン)
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 (ダイヤルイン)
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-3-6	0569-21-8111 (代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 ・2876 (ダイヤルイン)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-4-5	0565-32-7494 (ダイヤルイン)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)

自動車使用管理実績報告書の提出案内

～電子申請・届出システムを利用できない場合～

2023 年度(令和5年度)分実績報告提出期限

2024年7月1日(月)(必着)

下記の①から④に従い実績報告書を作成し、提出してください。

事務の概要

① 様式・記入要領をダウンロードする

- 1 下記のアドレスにアクセスし、「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」を表示させてください。
- 2 「3 【様式】自動車使用管理実績報告書」のエクセルファイル4つ(様式第3(第2条関係)、別紙1、別紙2、別紙3)及び「2 記入要領」のPDFファイル(記入要領(令和6年度版))をダウンロードしてください。

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/youshikinnoxpm.html>

※インターネット等の使用が不可能な事業者様の場合

宛先を記入した返信用封筒(切手140円分を貼付)と「自動車使用管理実績報告書の様式希望」の旨を記したメモを同封し、裏面の窓口あて郵送してください。様式及び記入要領をお送りします。

② 必要事項を記入する

記入要領に従い作成してください。

③ 記入内容を確認する

下記の点については必ずチェックしてください。

チェック箇所	主なチェック事項
様式第3(表紙)	昨年度(2022年度実績時)と変更はないか。 ※社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更がある場合、「住所等変更届出書」の提出が必要となります。 ※産業分類については、過去との整合性を図るため、前回の計画書・報告書提出時と同じ番号・業種を記載してください。
別紙1「合計台数」	別紙1「合計台数」= 別紙2「2023年度末台数」
別紙2	「2022年度末台数」+「2023年度増加台数」-「2023年度減少台数」 =「2023年度末台数」となっているか。
別紙3	記入漏れがないか

④ 原則として郵送により提出する

実績報告書2部、返信用封筒（切手貼付のこと）を同封してください。

▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は、愛知県内の主たる事業所のある市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関が提出先となります。

愛知県内の主たる事業所の所在地 (本社が県内にある場合は本社の所在地)	提出窓口・お問い合わせ先		
	機関名 電子メールアドレス	所在地	電話番号
名古屋市	環境局 地球温暖化対策課 ondanka@pref.aichi.lg.jp	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤル)
豊橋市、豊川市、蒲郡市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6112 (ダイヤル)
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市(旧祖父江町を除く)、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民 事務所 環境保全課 owari@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ ----- 環境保全 第二グループ	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町			052-961-7255 (ダイヤル)
津島市、 愛西市(旧立田村及び旧八開村を除く)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 (ダイヤル)
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	〒475-8501 半田市出口町 1-3-6	0569-21-8111 (代)
西尾市(旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く)、 幸田町	西三河 県民事務所 環境保全課 nishimikawa@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ ----- 環境保全 第二グループ	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市			0564-27-2876 (ダイヤル)
豊田市、みよし市	西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒471-8503 豊田市元城町 4-4-5	0565-32-7494 (ダイヤル)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び旧八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)

自動車使用管理計画書の提出案内

～電子申請・届出システムを利用できない場合～

下記の①から④に従い計画書を作成し、提出してください。

事務の概要

① 様式・記入要領をダウンロードする

- 1 下記のアドレスにアクセスし、「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」を表示させてください。
- 2 「4 【様式】自動車使用管理計画書」のエクセルファイル4つ(様式第1(第1条関係)、別紙1、別紙2、別紙3)及び「2 記入要領」の記入要領(令和6年度)PDFファイルをダウンロードしてください。

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/youshikinnoxpm.html>

※インターネット等の使用が不可能な事業者様の場合

宛先を記入した返信用封筒(切手140円分を貼付)と「自動車使用管理計画書の様式希望」の旨を記したメモを同封し、裏面の窓口あて郵送してください。様式及び記入要領をお送りします。

② 必要事項を記入する

記入要領に従い作成してください。

③ 記入内容を確認する

下記の点については必ずチェックしてください。

チェック箇所	主なチェック事項
様式第1(表紙)	<p>【新たに特定事業者該当することとなった場合】 記載漏れはないか。</p> <p>【継続して特定事業者である場合】 昨年度(2022年度実績時)と変更はないか。 ※社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更がある場合、「住所等変更届出書」の提出が必要となります。 ※産業分類については、過去との整合性を図るため、前回の計画書・報告書提出時と同じ番号・業種を記載してください。</p>
別紙1「合計台数」	別紙1「合計台数」= 別紙2「計画時書提出時台数」
別紙2「年度末」	$\begin{aligned} & \text{「計画書提出時」} + \text{「2023年度増加台数」} - \text{「2023年度減少台数」} + \\ & \text{「2024年度増加台数」} - \text{「2024年度減少台数」} + \text{「2025年度増加台数」} \\ & - \text{「2025年度減少台数」} + \text{「2026年度増加台数」} - \text{「2026年度減少台数」} \\ & = \text{「年度末台数」} \end{aligned}$

④ 原則として郵送により提出する

計画書2部、返信用封筒(切手貼付のこと)を同封してください。

▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は、愛知県内の主たる事業所のある市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関が提出先となります。

愛知県内の主たる事業所の所在地 (本社が県内にある場合は本社の所在地)	提出窓口・お問い合わせ先		
	機関名 電子メールアドレス	所在地	電話番号
名古屋市	環境局 地球温暖化対策課 ondanka@pref.aichi.lg.jp	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤル)
豊橋市、豊川市、蒲郡市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6112 (ダイヤル)
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市(旧祖父江町を除く)、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民 事務所 環境保全課 owari@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ 〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 (ダイヤル)
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町		環境保全 第二グループ	052-961-7255 (ダイヤル)
津島市、 愛西市(旧立田村及び旧八開村を除く)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 (ダイヤル)
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	〒475-8501 半田市出口町 1-3-6	0569-21-8111 (代)
西尾市(旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く)、 幸田町	西三河 県民事務所 環境保全課 nishimikawa@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 (ダイヤル)
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市		環境保全 第二グループ	0564-27-2876 (ダイヤル)
豊田市、みよし市	西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒471-8503 豊田市元城町 4-4-5	0565-32-7494 (ダイヤル)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び旧八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)

(非該当届の記載例)

2024年 月 日

非該当届

愛知県知事殿

名古屋市中区三の丸3-1-2

〇〇商事株式会社

代表取締役 愛知 太郎

当社は、2024年 月 日現在、愛知県内のNO_x・PM対策地域で使用する車両台数（軽自動車を除く）が■■台となり、自動車NO_x・PM法の特定事業者には該当しなくなりましたので報告します。

連絡先 名古屋市中区三の丸3-1-2

〇〇商事株式会社

管理部管理課 那古 弥生

電話 052-954-6217 (ダイヤル)

年 月 日

非該当届

愛知県知事殿

所在地

法人名

代表者名

当社は、 年 月 日現在、愛知県内のNO_x・PM対策地域で使用する車両台数（軽自動車を除く）が 台となり、自動車NO_x・PM法の特定事業者には該当しなくなりましたので報告します。

連絡先

電 話